

特定医療費（指定難病）
受給者様
特定疾患治療研究事業
受給者様
在宅人工呼吸器使用患者支援事業
受給者様

愛知県衣浦東部保健所長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費（指定難病）
受給者証の更新について（通知）

お持ちの特定医療費（指定難病）受給者証（有効期間：令和2年9月30日まで）について、令和2年6月1日から更新申請の受付を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、今年度は更新手続きを行わないことになりました。

1 対応方法

（1）有効期間が1年間、自動的に延長されます。

→令和2年10月以降も、現在お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。

※10月以降に受給者証を病院や薬局等に提示する際は、別紙「医療機関等の皆さまへお知らせ」を同時に提示してください。

※受給者証の有効期間の訂正は行わず、有効期間を次のとおり読み替えます。

[令和2年9月30日まで ⇒ 令和3年9月30日まで]

（2）変更申請について

住所、氏名、加入している健康保険等の受給者証の記載事項等について変更が生じた場合は、これまでと同様に保健所への手続きを速やかに行ってください。

2 令和3年度の更新手続きについて

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて今後検討される予定です。国の決定があり次第お知らせします。

また、受給者証送付時に同封しました令和2年度の更新手続きの関係書類（申請書、更新申請のご案内等）については、令和3年度の更新手続き時に使用する予定ですので、大切に保管しておいてください。

連絡先 総務企画課 総務・企画G

電話 0566-21-4778

連絡先 衣浦東部保健所安城保健分室

電話 0566-75-7441

連絡先 衣浦東部保健所みよし駐在

電話 0561-34-4811

特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票とあわせて
この文書を医療機関等の窓口に提示してください。

医療機関等の皆様へお知らせ

- 特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票の有効期間が1年延長となりました。
- 有効期間満了日については、令和2年9月30日を令和3年9月30日と読み替えて取り扱ってください。

平素より本県の難病対策の推進に御協力をいただきありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を受け、令和2年4月30日に厚生労働省において「特定医療費受給者証」及び「特定疾患医療給付事業受給者票」について、次のように省令等が改正されましたので、窓口では有効期間を1年延長したものとみなした取扱いをお願いいたします。

(改正概要)

現に医療受給者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに支給認定の有効期間が満了する対象者について、医療受給者証の有効期間を1年延長する。

なお、県単独事業である「特定疾患医療給付事業受給者票（血清肝炎・肝硬変）」についても同様の取扱いとなります。

(お問い合わせ先)

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課
難病対策グループ

電話 052-954-6270